

第4章 日常管理を基本とした施設の保安全管理

本県では、施設の日常管理を基本としつつ、農業水利システム全体の視点を踏まえ、計画的かつ効率的・効果的に農業水利施設の機能診断及び対策工事を実施します。

併せて、農業水利施設の保安全管理に関する情報を継続的に蓄積することにより、適切な保安全管理の推進を図ります。

4-1 保安全管理の手順

本県におけるストックマネジメントの取組については、第2章で示した「図 2-2 スtockマネジメントのサイクル」を参考に、施設の統廃合、省力化及び省エネルギー化等を踏まえた「農業水利システム」全体の最適化や資金計画の検討といった視点を取り入れながら、段階的かつ継続的に実施します。

(1) 施設保安全管理の流れ

ストックマネジメントの取組の流れは図4-1 のとおりとします。施設の日常管理を基本に、機能診断、機能保全計画の策定、対策工事、データの蓄積の取組が適切にサイクルし、蓄積したデータ等を水土里ビジョンと連携しながら、農業水利施設を保安全管理します。

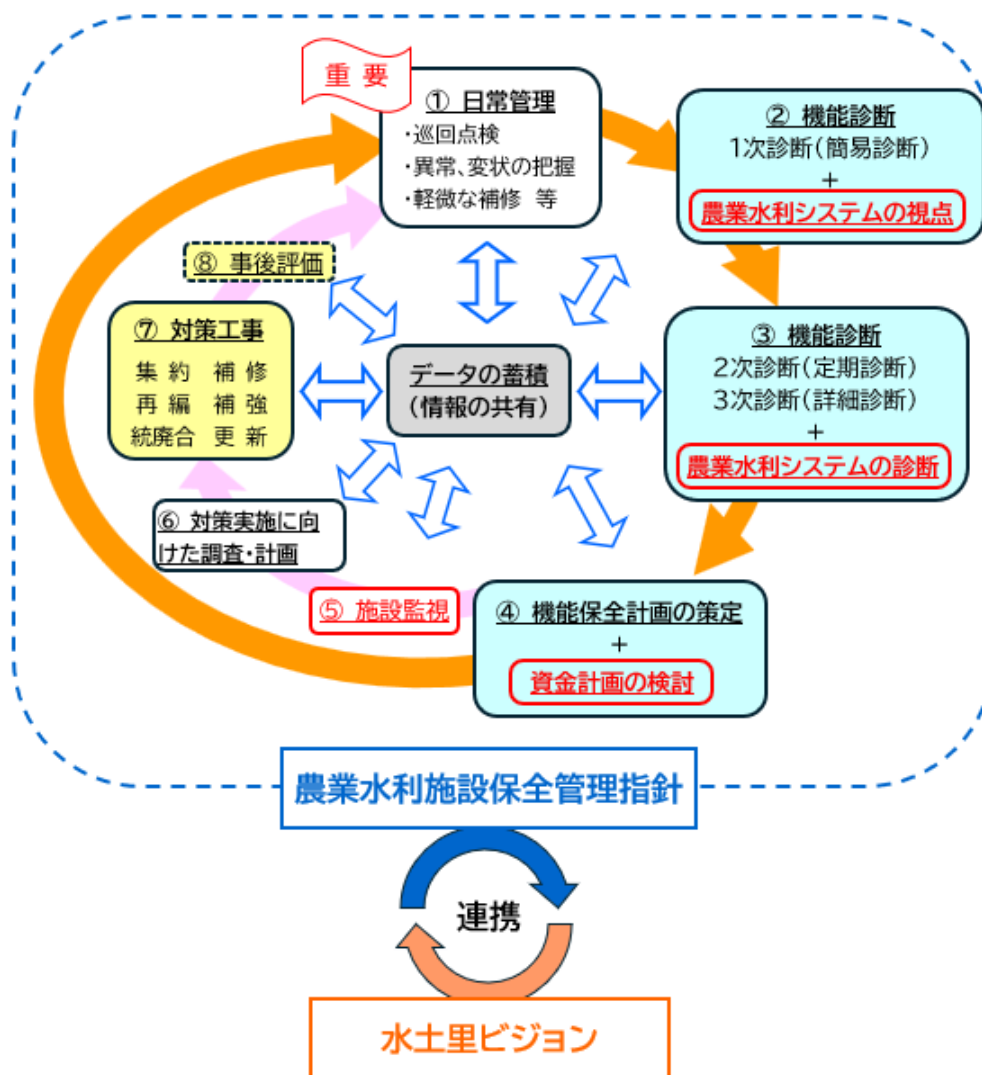


図4-1 本県における施設保安全管理のサイクル

(2) 施設保全管理の手順

ア ステップ① 日常管理

日常管理が適切に実施されることは、農業水利施設の信頼性・安全性の確保や長寿命化に大きく影響することから、日常管理を通じて農業水利施設を良好な状態に維持していくことが重要です。

また、農業水利施設の日常管理等に関するマニュアルを整備することで、管理方法のばらつきを防止するとともに、施設管理者の確保・育成や円滑な引継ぎにも資することができます。

これらの取組は、将来にわたる持続的な施設管理体制の構築を目的として策定する水土里ビジョンにおいて位置付ける管理体制の実効性を高めるものです。

このため、次の取組を推進します。

(ア) 基礎情報の整理

施設の基礎情報となる施設管理台帳及び維持管理計画を整理します。

(イ) 日常的な点検・維持作業の実施

施設の巡回点検や定期点検を行うとともに、土砂さらい、軽微な補修等の維持作業を実施します。

(ウ) 緊急時対応

豪雨等の異常気象時において、必要に応じた緊急対応を行います。

(エ) 日常管理記録の作成・蓄積

巡回点検及び定期点検で把握した異常箇所等の情報を含め、日常管理の内容を記録として整理・蓄積します。

(オ) 施設管理要領の策定

日常管理に加え、非常時における的確かつ迅速な対応に備え、施設管理要領を策定します。

(カ) マニュアルの作成・活用

施設管理要領に基づき、各種マニュアルを作成し、農業水利施設の管理を行います。これにより、新たな施設管理者への教育や急な対応が必要となった場合においても、円滑な引継ぎと的確な対応が可能となります(図4-2)。

a 施設管理マニュアル

日常管理における点検結果等を記録・整理し、農業水利施設の不具合の早期発見及び予防保全に努めます。

b 施設操作マニュアル

渇水時や突発事故等の不測の事態を含めた操作体制を整理し、農業水利施設の作業の品質・安全性・効率性を安定的に確保するとともに、操作ミスやトラブルの未然防止を図ります。

c 防災対策マニュアル

地震、水害その他の災害発生に備え、農業水利施設の被害軽減を目的とした防災対策に取り組みます。

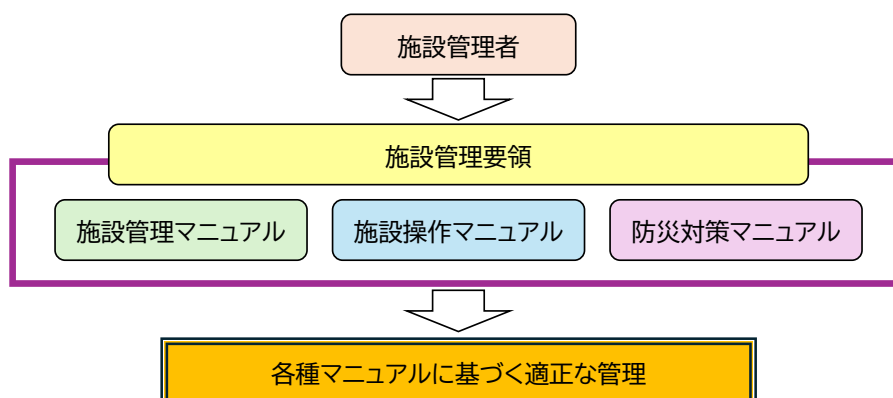


図4-2 施設管理要領に基づく施設の管理

ここがポイント①

◎施設の状態や日常管理の方法、補修等の履歴、維持管理上の問題点等の情報を一元化し、ストックマネジメントを推進するために必要な技術的基礎資料として活用します。

イ ステップ② 機能診断_1次診断(簡易診断)

日常管理では把握が困難な施設の劣化や機能低下の進行状況等を把握するとともに、個別施設のみにとどまらず、最適な対策を検討するため、取水施設から末端施設までを包括的に捉えた「農業水利システム」としての視点も踏まえ、簡易診断を実施します。

- (ア) 機能診断は、1次診断(簡易診断)、2次診断(定期診断)、3次診断(詳細診断)の段階に分けて実施します(表4-1)。
- (イ) 1次診断(簡易診断)では、「簡易診断マニュアル」で作成した施設ごとの「第1次診断記録表」に基づき、日常管理の記録を踏まえ、通常時の状況と異なる現象が生じていないかに着目して診断を行います。
- (ウ) 1次診断(簡易診断)の頻度について、原則年2回を設定します。
- (エ) 1次診断(簡易診断)は、個別施設の状態確認に加え、農業水利システムとして営農に支障なく機能しているかを把握することを目的とし、農業水利システム全体の視点を踏まえて実施します。
- (オ) 農業水利システム全体の視点から診断した結果を踏まえ、特に留意すべき点検項目については、必要に応じて重点的に設定し、日常管理の中で継続的に確認していくことが重要です。
- (カ) 1次診断(簡易診断)の結果を踏まえ、2次診断(定期診断)や3次診断(詳細診断)の実施を検討します。なお、全ての農業水利施設を2次、3次機能診断することは費用面や人材面から現実的ではないため、施設の影響度や健全度、施設管理者との意見交換を踏まえ、調査頻度の調整を含め、次の段階(ステップ⑦)における対応方針を検討します。

表4-1 機能診断の区分

機能診断の区分	実施者	機能診断の内容	診断評価
1次診断 (簡易診断)	施設管理者	日常管理の記録を踏まえ、 記録表に基づき施設を簡 易診断 原則：年2回	簡易診断マニュアルに基づき評価。
2次診断 (定期診断)	施設管理者 (県土連)	構造や機能の変状を含め た、施設全体の状況につい て把握 原則：5年ごと	土地改良区機能強化支援事業実施要 領第4の1の(2)のオの(ウ)に別添とし て定める「土地改良施設診断の評価基 準」のIの4に定める「評価基準」に基 づき、「緊急度」k1、k2、k3、k4で評 価。
3次診断 (詳細診断)	施設管理者 (市町、県等)	詳細点検による変状の程 度、原因を把握 原則：健全度評価による	農業水利施設の機能保全の手引き(農 林水産省)に基づき、「健全度指標」 S-1、S-2、S-3、S-4、S-5で評価。

ここがポイント②

◎農業水利施設の状態を診断し把握しておくことは、施設の信頼性や安全性の確保だけでなく、施設の長寿命化に直接影響を与えます。

◎特に、施設機械設備は、構成部品の一部に異常が発生すると設備全体の機能が停止してしまう場合がありますので、施設の種類や特性に応じて定期的・計画的に診断することが重要です。

ウ ステップ③ 機能診断_2次診断(定期診断)、3次診断(詳細診断)

1次診断(簡易診断)の結果を踏まえ、2次診断(定期診断)や3次診断(詳細診断)の実施を検討します。

(ア) 2次診断(定期診断)、3次診断(詳細診断)では、水利用機能・水理機能・構造機能について調査し、機能低下の状態を把握します。

(イ) 2次診断(定期診断)、3次診断(詳細診断)の結果に基づき、施設の変状等の程度を健全度指標等で評価します(表4-2)。

(ウ) 機能診断の頻度について、2次診断(定期診断)は原則5年ごとに設定します。

(エ) 3次診断(詳細診断)の機能診断の頻度は、表4-3を目安に農業水利施設の健全度等に応じて適切に設定します。同一の健全度評価にとどまる期間は幅があり施設ごとに異なりますので、例えば、S-3の施設は5年後を目安に、日常点検や1次診断の結果を踏まえて設定します。

- (オ) 日常点検等で明らかな劣化の進行等が認められた場合は、適時に機能診断や対策の実施を検討します。
- (カ) なお、機能診断は、個別施設の状態把握にとどまらず、農業水利システム全体の視点を踏まえて実施します。
- (キ) ここでいう農業水利システム全体の視点とは、取水から配水、排水に至る一連の構成を俯瞰し、農業水利施設の基本的な機能に加え、災害や突発事故等のリスクに対する安全性・信頼性・経済性・環境性等といった社会的機能、さらには社会情勢や営農状況の変化に伴う水利用の実態を把握した上で、現行の農業水利システムと比較しながら、機能保全の方向性を検討することをいいます(図4-3)。
- (ク) ステップ②を含む 1 次診断(簡易診断)、2 次診断(定期診断)、3 次診断(詳細診断)の基本的なフローは、図4-4 に示すとおりです。

表4-2 健全度指標の評価と緊急度の評価との関係

機能保全計画における施設の健全度		土地改良施設診断の評価基準の緊急度	
	土木施設	施設機械設備	
S-1	施設の構造的安定性に重大な影響を及ぼす変状が複数認められる状態	設備等の信頼性が著しく低下しており、補修では経済的な対応が困難な状態	k1 機能低下が著しく、早急に整備補修を要するもの
S-2	施設の構造的安定性に影響を及ぼす変状が認められる状態	機能に支障がある状態。著しい性能低下により、至急対策が必要な状態	k2 機能低下が見られ、整備補修の検討を要するもの
S-3	変状が顕著に認められる状態	放置しておくとも機能に支障が出る状態で、対策が必要な状態	k3 経年的な機能低下傾向にあり、計画的な整備補修を要するもの
S-4	軽微な変状が認められる状態	軽微な変状が認められるが、機能上の支障はない状態	
S-5	変状がほとんど認められない状態	異常が認められない状態	k4 経過の観察を要するもの

出典：土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 7(1) 別紙5

表4-3 施設の健全度に着目した調査頻度の設定例

健全度 指標	調査頻度の目安
S-2	3～5年
S-3	5年
S-4,5	10年

- ※ 標準的な劣化曲線から見た S-4→S-3 の期間(約 10 年)、S-3→S-2 の期間(約7年)、S-2→S-1 の期間(約6年)から、調査頻度の目安を設定する。
- ※ S-4→S-3 の期間と比べて、S-3→S-2 及び S-2→S-1 の期間は劣化速度が速くなる傾向を示しており、個別施設の状況をより注意深く見ていく必要があることから、これまでに得られた標準的な劣化曲線から想定されるその2/3～1/2程度の期間を目安としている。

出典:「手引き」(農林水産省) 第2章 5 (9) 表2-16 施設の健全度に着目した調査頻度の設定例

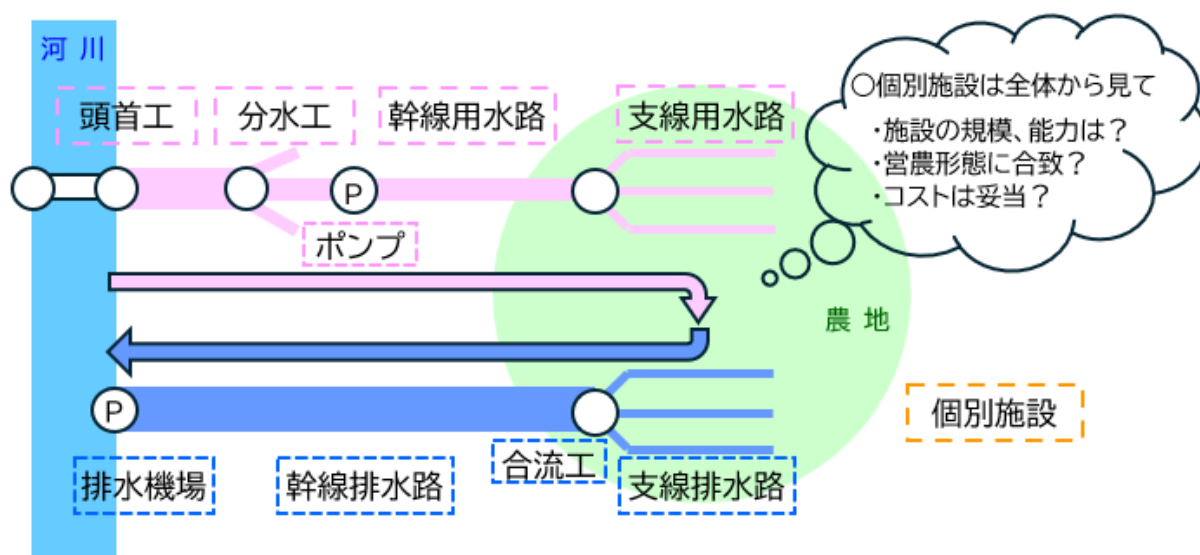


図4-3 農業水利システムとしての診断

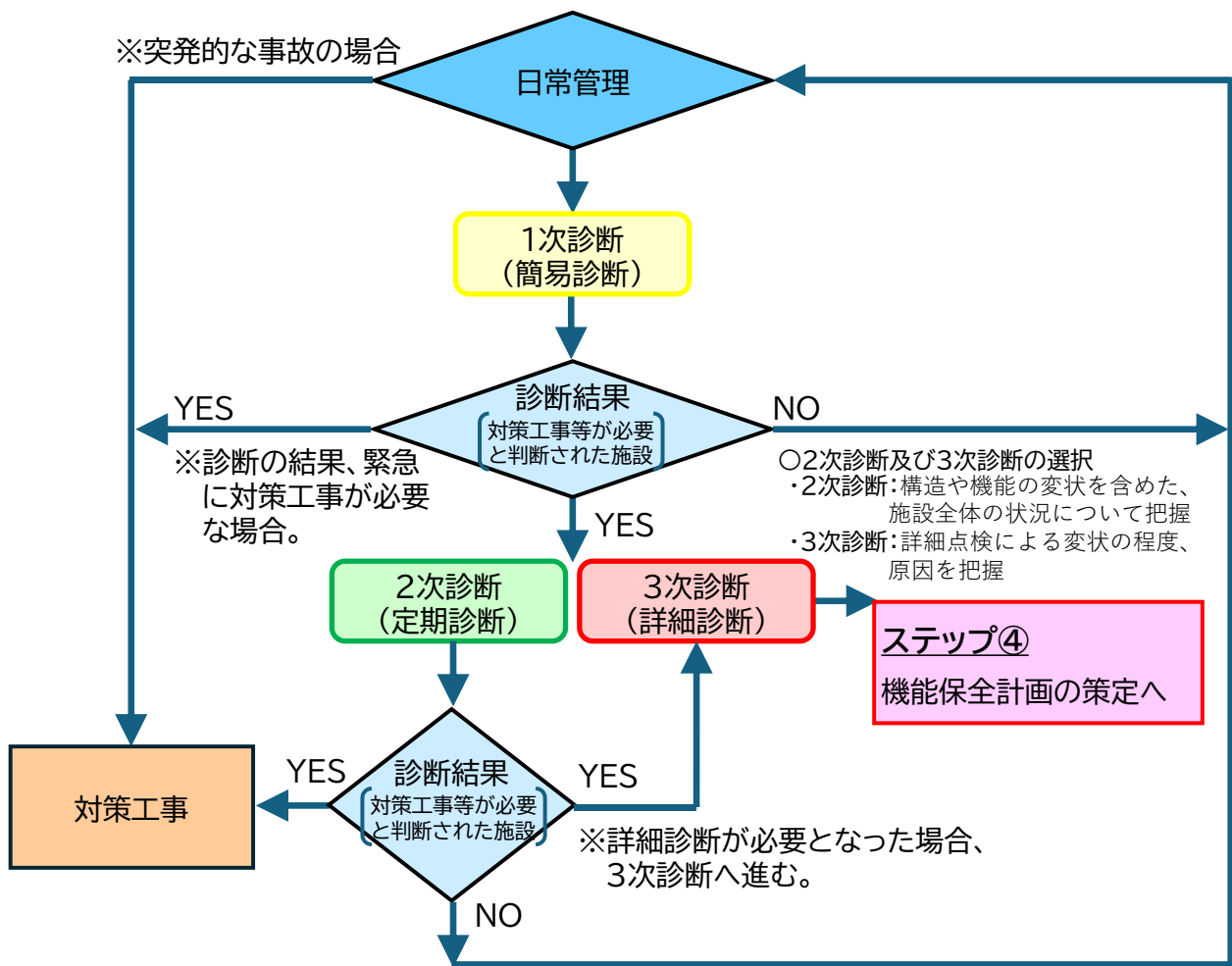


図4-4 農業水利施設の機能診断の基本フロー



写真 4-1 1次診断
水路の巡回点検



写真 4-2 2次診断
目視によるひび割れの確認



写真 4-3 3次診断
電磁波による管内の詳細調査

ここがポイント③

- ◎最適な農業水利施設の長寿命化やライフサイクルコストなどに向けた対策を行うためには、2次診断(定期診断)及び3次診断(詳細診断)は重要なプロセスです。
- ◎営農状況の変化による末端受益における配水の良否等、地域農業の実態を踏まえた「農業水利システム全体」としての診断を行い、次のステップである「対策工事」や「機能保全計画の策定」で、施設の統廃合などの農業水利施設の最適化を検討するようにしましょう。

エ ステップ④ 機能保全計画の策定

定期的かつ継続的に行う機能診断の結果に基づき、個別施設ごとに施設機能保全の対策工法等を定めた機能保全計画を策定します。

- (ア) 施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るためには、健全度など、機能診断の結果を基に、適切な時期に対策を実施することが重要です。
- (イ) 機能診断結果に基づき、次の要領で機能保全計画を作成します(図 4-5)。

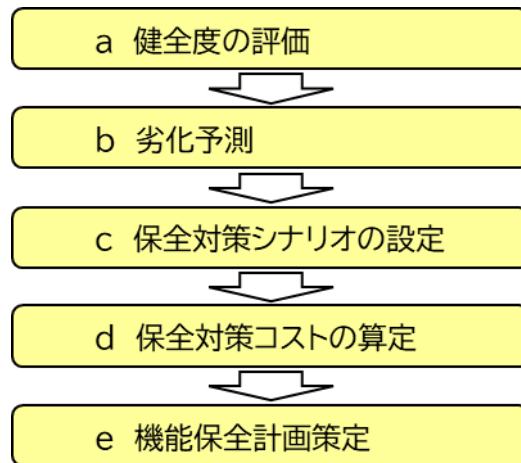


図 4-5 機能保全計画策定フロー

a 健全度の評価

機能診断結果に基づき、健全度を5段階(S1～S5)の判定で評価します。

b 劣化予測

健全度から今後の劣化予測を行います。

c 保全対策シナリオの設定

対策の要否、補修の時期や規模の異なる技術的・経済的に実施可能と考えられる対策工法を複数設定し、対象施設の対策時期と対策工法を検討します。

(a) 健全度に基づく対策工事

健全度に基づく基本的な対策工事の考え方を図4-6 に示します。



図4-6 健全度に基づく対策工事の考え方

(b) 保全対策シナリオの設定

今後、施設の保全対策をいつ・どの範囲に対して、どのような考え方に基づいて対応していくのかを検討します(表 4-4)。

表4-4 保全対策シナリオの設定

保全対策のシナリオ	内 容
機能保全①	健全度 S-3 重要度の高い施設 (機能低下に伴う影響が大)
機能保全②	健全度 S-2 機能保全①と更新整備の中間
更新整備	健全度 S-1 機能保全対策より更新整備の方が経済的
事後保全	・比較的重要度の低い末端水路施設 事後への対応

d 保全対策コストの算定

対策実施後の維持管理経費を考慮して、シナリオ毎に対策に要するコストを算定し最適な対策を決定します(図4-7)。

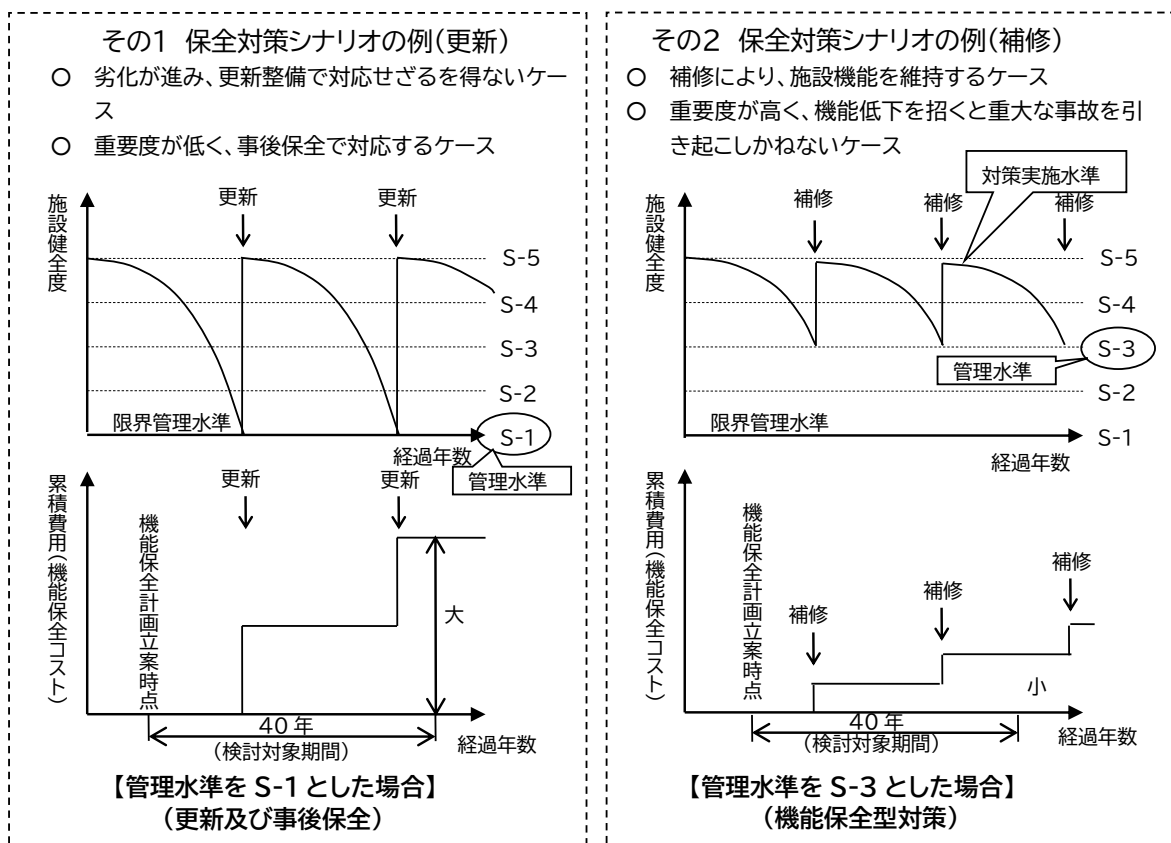


図4-7 保全対策コストの考え方の例

e 機能保全計画策定

関係機関等との合意形成を図り、対策工事の時期、対策工法など定めた機能保全計画を策定します。また、当面の対策が必要でない施設は、次回の機能診断の実施時期を設定します。

- (ウ) 機能保全計画は、維持管理費用や対策工事等を含めた機能保全コストが最も経済的となるシナリオの選定が基本ですが、機能診断で検討した農業水利システム全体としての視点や当該施設の機能が停止したときの影響度など施設の有するリスク、施設管理についての施設管理者や関係機関等の意向等も考慮し、総合的な判断も大切です。
- (エ) 当該施設の施設管理者や関係機関等と話し合いを行い、機能保全の方向性について合意形成した上で、実効性のある機能保全計画を策定します。
- (オ) 複数施設の対策時期が重複することで財源不足となることがないように、対策工事の実施時期の調整を行い、コストの平準化を行うことも必要です。
- (カ) 将来の機能保全コストの最小化や平準化等を図るため、対策工法に併せて次の取組を検討します。
 - a 水管理の省力化や維持管理の低コスト化
 - b 省エネルギー化や再生可能エネルギー利用
 - c 耐震化対策
 - d 流域治水に資する整備
 - e 環境との調和や歴史的価値への配慮
- (キ) 対策工法の検討に当たっては、仮設費、施工性、周辺環境への影響、対策後の維持管理など、現地での適応性を勘案する必要があります。
- (ク) 健全度と対策工法とでは表4-5のような傾向があります。
- (ケ) 農業水利システム全体としての問題点等を踏まえ、農業水利施設の集約、再編、統廃合などの最適化を検討し、結果となる機能保全の方向性を、機能保全計画に簡潔に記載します。
- (コ) 機能保全計画に記載した機能保全の方向性は、事業化に向けた調査計画で詳細に検討されることになります。
- (サ) 施設管理者の財政制約等を理由に、策定した機能保全計画のとおりに対策工事が行われず、先延ばしとなる農業水利施設があります。
- (シ) 本県では土地改良区における賦課金の妥当性や施設更新等に必要な積立額を把握することを目的に、「賦課金算定プログラム」を作成しています。
- (ス) 対策工事費用の確保には中長期間が必要な場合があるため、施設管理者の財政面から、算定する機能保全コストの実行性、資金計画の必要性等について、「賦課金算定プログラム」を活用して検討します。
- (セ) 機能保全の方向性について財政制約等を含め情報を共有し関係者で話し合いが重要で、突発事故等が発生した場合の影響の緩和や対応の円滑化を図ることができます。

表4-5 健全度と対策工法の基本的な傾向

健全度	対策工法の基本的な傾向
S-5	○継続使用
S-4	<p>○要観察地点とし追跡調査を行う。必要に応じて調査項目を増やすなどの検討を行う。</p> <p>○S-4は「要観察」を基本とするが、施設が機能停止した場合の影響度が高い場合や、変状が軽度であってもその要因が明確かつ今後の劣化進行の可能性が高く早期対策が機能保全コスト上有利となる場合など、比較的早い時期に対策を実施した方が効果的な場合もある。このような場合は、影響度に基づき設定された管理水準や、機能保全コストの検討を踏まえ、対策工法の検討を行ってもよい。</p>
S-3	<p>○変状要因が明確な場合は、その要因に対して効果的な対策工法を検討する。</p> <p>○変状要因が特定できない場合、あるいは耐久性、耐荷性がはっきりせず、効果的な対策工法の選定が難しい場合には、専門的調査を実施して具体的な工法の検討を行う必要がある。</p> <p>○S-3は、おおむね「補修」となることが多いと考えられるが、変状要因や機能保全コスト上から、しばらく様子を見る、あるいは「補強」が効果的な場合もあるので、具体的な工法の検討に当たっては、変状要因、耐久性・耐荷性の精査、及び機能保全コストの検討を行うことが望ましい。</p> <p>○なお、対策工事の実施に当たっては、施設の継続的な監視により実際の劣化の進行状況を適切に見極めた上で、適時に実施する。</p>
S-2	<p>○変状要因に関わらず、早急に専門的調査を実施し、適切な対策を講じる。</p> <p>○S-2は、おおむね「補強」となることが多いと考えられるが、変状要因や機能保全コスト上から、「補修」又は「更新」が効果的な場合もあるので、具体的な工法の検討に当たっては、変状要因、耐久性・耐荷性の精査及び機能保全コストの検討を行うことが望ましい。</p> <p>○なお、対策工事の実施に当たっては、施設の継続的な監視により実際の劣化の進行状況を適切に見極めた上で、適時に実施する。</p>
S-1	<p>○変状要因に関わらず、早急に専門的調査を実施し、適切な対策を講じる。</p> <p>○S-1は、おおむね「更新」を目安としている。「補強」では経済的な対策が困難な場合、現地の状況に応じて「更新」を検討することが望ましい。</p> <p>○なお、対策工事の実施までの間、施設の継続的な監視を着実に実施する。また、事故等に備えた事後対応についても検討しておくことが望ましい。</p>

出典：「手引き」（農林水産省）第2章 6（8）表2-22健全度と対策工法の基本的な考え方

ここがポイント④

- ◎3次診断の結果、健全度 S-1、S-2、S-3 と判断された施設については、必要な対策を検討します。
- ◎施設の重要度によっては、例え S-3 判定の場合でも、早急な対策工事を講じる必要があります。
- ◎施設の重要度や今後の維持管理経費などを考慮して、更新を選ぶのか、あるいは、補修や補強などの対応を取るのか判断する必要があります。
- ◎機能保全計画を策定する際には、当該施設が属する農業水利システム全体の機能保全の方向性を踏まえ、その実現に向けた資金計画を含む必要な対策について検討することが重要です。
- ◎水土里ビジョンとの整合を図りつつ、施設管理者や関係機関等と十分に協議を行い、その結果を反映した実効性の高い機能保全計画を策定するようにしましょう。

オ ステップ⑤ 施設監視

施設監視は、機能保全計画の精度を高め、適切な時期に対策を実施するために、継続的に行い、監視の結果を関係機関で共有することが大切です。

特に、機能保全計画において対策予定年度を経過したにもかかわらず対策が未実施となっている農業水利施設については、施設の劣化状況(健全度)が次の段階に進行していないことを確認することが重要です。

ここがポイント⑤

- ◎施設監視においては、可能な範囲で、機能診断の際に設定した定点を用いて、機能診断時点からの施設状態の変化を把握することが重要です。
- ◎結果を記録として整理・蓄積し、必要に応じて対策内容や実施時期を見直すようにしましょう。

カ ステップ⑥ 対策実施に向けた調査・計画

機能保全計画に基づく対策工事を実施するため、必要な調査及び計画を行います。

対策工事の実施に当たっては、事業化に向けた各種計画の策定や法令上の手続、費用負担等のあり方等について、関係者との調整を早期に行い、円滑な合意形成を図ることが重要です。

対策工事には、補修、補強、更新による施設機能の維持又は回復に加え、農業水利システム全体の視点を踏まえた機能向上、施設の集約・再編・統廃合、施設管理の省力化・低コスト化に資する ICT 等の先端技術の導入、再生可能エネルギーの活用など、個別施設レベルでの取組も含まれます。

これらについて、各ステップで検討した将来の機能保全コストの最小化及び平準化、農業水利施設の最適化等の考え方を踏まえて、計画的に事業化へとつなげていきます。(図4-8)

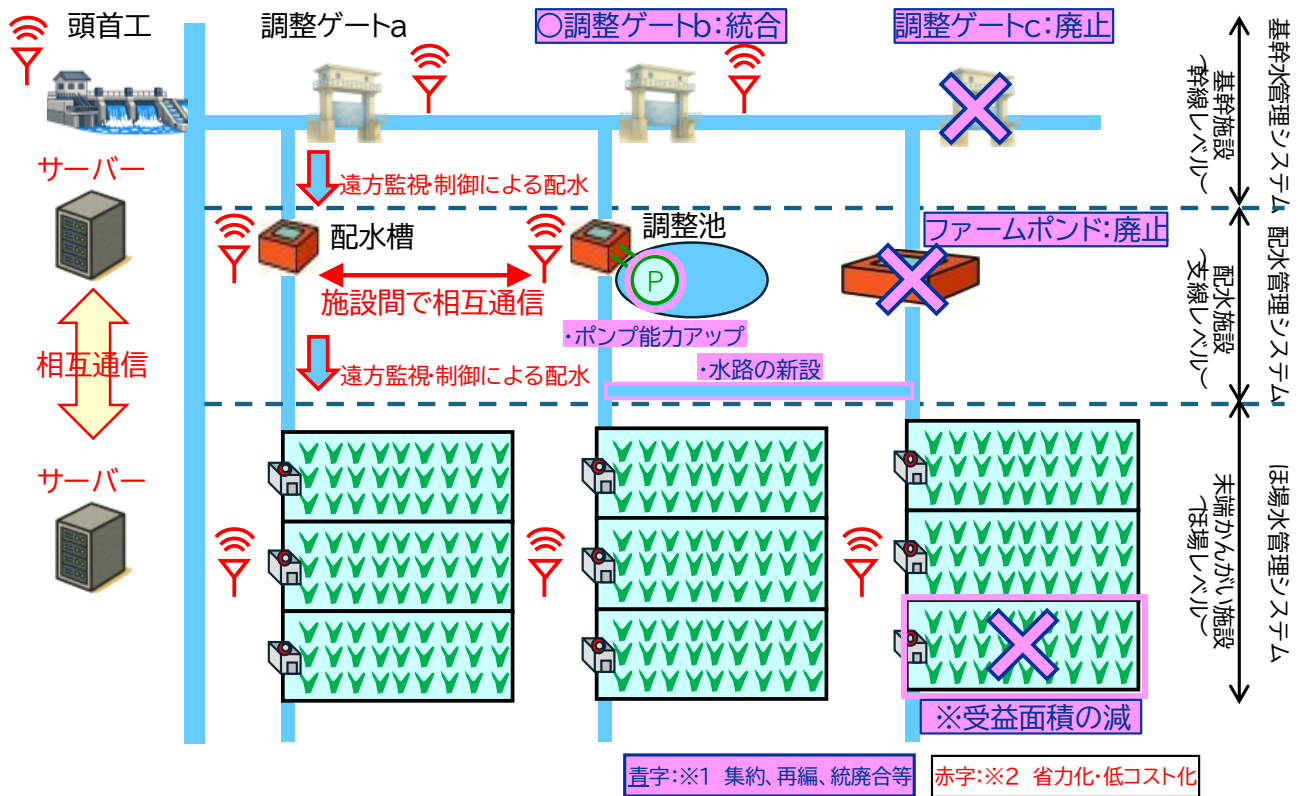


図4-8 農業水利施設の統廃合や施設管理の省力化・低コスト化に向けた保全管理モデル

※ 農業水利施設の保全管理の考え方の例

補修・更新等に併せた農業水利施設の最適化について、施設管理者が管理する頭首工やポンプ場などの基幹的農業水利施設から水田の末端取水施設までを次の視点で検討。

※1 農業水利施設の集約、再編、統廃合等

受益面積が減少した調整ゲートcがあるため、調整ゲートcやファームポンドを廃止して、調整ゲートbやポンプの機能向上等を行い、調整ゲートcの受益面積に配水する水路の新設を検討。

⇒「農業水利システム」全体から見ると、将来的に減少した受益面積に係る施設の補修・更新費、維持管理費等の削減が可能。

※2 農業水利施設の維持管理の省力化、低コスト化

ICTを活用して連携し、遠方監視・制御することで、農業用水の最適な配水、水管理の省力化、節水・節電を検討。

⇒取水源の頭首工やポンプ場、ため池から、末端の取水施設までを一つのシステムとして扱うことで簡易な水管理・制御が可能。また、水の需要に応じた取水源からの配水制御により、用水の適正配分や節水・節電が可能。

ここがポイント◎

◎補助事業の事業化には、国、県、市町、施設管理者等の財政的制約がある場合がありますので、特に施設管理者の資金計画の状況を含め、関係者間で十分な情報共有を行いつつ、合意形成を促進していくことが重要です。

キ ステップ⑦ 対策工事

機能保全計画に基づく対策工事を実施します。特に、農業水利施設の統廃合等を実施する場合は、地域農業に影響しないように、対策工事の施工計画に十分に配慮するようにします。

ここがポイント⑦

◎対策工事は複数年に及ぶことが多いため、事業期間中においても対策前の施設の劣化や機能低下の進行状況等について把握し、リスクや不測の事態が発生した場合の対応方策等を含め、施設管理者をはじめとする関係者間で情報を共有するようにしましょう。

ク ステップ⑧ 事後評価

補修等実施後は、初期に変状が確認されることもあるため、工事完了後1年を目安に状態を確認し、その結果について機能保全計画に記載しておくことが望ましいです。

ここがポイント⑧

◎機能保全計画は、施設管理者の中長期的な経営計画の検討に資することが期待されますので、補修・補強・更新を行った場合には、適期に機能診断を行い、既に策定済みの機能保全計画の見直しを行いましょう。

ケ データの蓄積：保全管理年次スケジュール

施設管理者は、保全管理年次計画(機能診断年次計画及び対策工事年次計画)を作成・管理し、計画的に施設の保全管理を行います。

(ア) 機能診断年次計画

機能診断(1次、2次、3次診断)スケジュールの作成

(イ) 対策工事年次計画

機能診断の結果や機能保全計画を踏まえ、対策工事スケジュールを作成

ここがポイント⑨

◎施設の寿命は、いつか必ず訪れます。

◎特に重要度の高い施設については、対応が遅れると、応急対策に多額の経費がかかる場合もあるので計画的な対応が必要です。

◎施設管理者は、施設の重要度に応じ、対策工事の優先順位を決めることも必要です。

◎重要度を決定する要素は、施設の規模、種類、受益面積、健全度、対策事業費など様々であることから、これらの要素を基に総合的に判断します。

◎施設管理者において、予め施設の重要度を設定しておくことも必要です。

◎経済状況や財政状況により、事業費の平準化に向けた検討も必要です。但し、健全度が変動しない範囲で、対策時期を調整します。

◎機能診断や対策工事に備え、資金の準備が必要です。

◎日常点検等の記録がないと、突発的な事故や災害等に対応した補助事業を実施できない場合もありますので、日常点検等の記録を含めたデータは必ず蓄積するようにしましょう。

4-2 保全管理に係る情報の整理

農業水利施設の適切な保全管理に向けて、施設の基本情報、補修等履歴情報、維持管理情報、機能診断情報、保全管理年次計画の情報を適時に保存・蓄積し適切に管理・運用します。

(1)対象施設

農業水利施設保全管理情報の対象施設は、県、市町及び土地改良区等が管理する以下の施設並びにその他地域に及ぼす影響が大きく、県及び市町が必要と認めた水利組合等の管理施設です。

- (ア) 受益面積 10ha 以上のダム、頭首工、ため池、用水機場、排水機場、ずい道及び受益面積 100ha 以上の樋門、水路、集水渠(「H20～21 基礎調査」、「H21 現況調査」及び新たに造成された施設。ただし、廃止した施設を除く。)
- (イ) 県、市町、土地改良区等が必要と認めた受益面積 100ha 未満の水路及び 10ha 未満の水利施設

(2)管理する情報

ア 施設基本情報

- (ア) 施設名
 - (イ) 関係市町名
 - (ウ) 施設管理者名
 - (エ) 水系名(河川名)
 - (オ) 事業主体の区分
 - (カ) 建設年度
 - (キ) 耐用年数
 - (ク) 耐用期限
 - (ケ) 受益面積、延長
 - (コ) 水利権の区分
 - (サ) 最大取水量
 - (シ) 型式 ライニングの有無、主たる構造、寸法
 - (ス) 位置図
 - (セ) その他

イ 補修等履歴情報

整備補修や不具合に関する情報

ウ 維持管理情報

施設の保全管理に係る情報(人員、費用など施設の運用に係る情報を含む)

エ 機能診断情報

劣化状況や健全度判定に関する情報

オ 保全管理年次計画

施設の機能診断と対策工事の年次計画を管理

4-3 農業水利施設の適切な保全管理に向けた対応

農業水利施設を適切に保全管理するためには、機能診断に基づく計画的・段階的な対策の実施が重要です。

併せて、将来の施設配置や管理体制、資金計画の方向性を示す水土里ビジョンとの整合を図りながら、中長期的な視点で保全管理を着実に進めます。

この方針のもと、対策工事の事業化と着実な実施に向けて、県は関係機関と連携し、施設管理者に対して次のとおり支援・指導を行います(表4-6)。

(1) 特別対策期間(R8～R12)

機能診断の結果、保全管理年次計画又は機能保全計画に記載された対策工事の実施時期を経過した施設について、5年以内の対策工事の実施を目標に、支援・指導(以下「対策フォローアップ」という。)を行います。

対策フォローアップは、当該施設の対策工事を実施するまで、又は事業化に向けた具体的な実施計画(スケジュール、資金計画、事業スキーム等)を確立した段階まで継続して実施します。

なお、これらの対応は水土里ビジョンにおける将来の施設配置・管理体制及び資金計画と整合を図りつつ進めます。

ただし、劣化の急速な進行や突発的な事故の発生等により緊急対応が必要となった場合は、対策フォローアップの対象外とし、速やかに必要な措置を講じます。

【対策フォローアップの主な取組】

(ア) 年間管理台帳の作成

取組内容、指導内容、進捗、課題等を整理した年間管理台帳を作成します。

(イ) 現状・課題の分析

対策遅延の要因(技術、合意形成、資金、制度手続等)を分析します。

(ウ) 劣化進行の監視

健全度等のモニタリングを継続し、必要な暫定措置の要否も検討します。

(エ) リスクを踏まえた協議

機能停止時の影響度等を踏まえ、対策工事の実施時期・方法を関係者で協議します。

(オ) 費用面の支援

費用が課題となる場合は、**「賦課金算定プログラム」**の活用により資金計画や費用負担の在り方を具体化します。

(2) 機能保全対策期間(R13～R17)

保全管理年次計画及び機能保全計画に基づき、点検、補修、更新等を計画的かつ適切に実施します。

また、機能診断の結果、保全管理年次計画及び機能保全計画に記載した対策工事の実施時期を経過した施設が新たに発生した場合には、特別対策期間と同様の対策フォローアップを適用し、事業化・実施に向けた支援・指導を行います。

これらの取組もまた、水土里ビジョンの方針(将来の施設最適化、管理体制、資金計画)と整合を図りつつ推進します。

表4-6 農業水利施設保全管理情報の整備スケジュール

特別対策期間					機能保全対策期間				
R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
<ul style="list-style-type: none"> ○年間管理台帳の作成 取組内容、指導内容、進捗、課題等を整理した年間管理台帳を作成。 ○現状・課題の分析 対策遅延の要因(技術、合意形成、資金、制度手続等)を分析。 ○劣化進行の監視 健全度等のモニタリングを継続し、必要な暫定措置の要否も検討。 ○リスクを踏まえた協議 機能停止時の影響度等を踏まえ、対策工事の実施時期・方法を関係者で協議。 ○費用面の支援 費用が課題となる場合は、**「賦課金算定プログラム」**の活用により資金計画や費用負担の在り方を具体化。 					<ul style="list-style-type: none"> ○日常管理の実施 作成した各種マニュアルに基づく日常管理の実施 ○機能診断の実施 計画的な機能診断(1次診断(簡易診断)、2次診断(定期診断)、3次診断(詳細診断))の実施 ○対策工事の実施 保全管理年次計画の作成及び計画に基づく機能診断、対策工事の実施 ○データの蓄積 日常管理、機能診断、対策工事等のデータを蓄積し、情報を共有 ○特別対策の実施 保全管理年次計画や策定した機能保全計画にある対策工事の実施時期を経過した農業水利施設が発生した場合、特別対策期間と同様の対策を実施。 				